

〈別紙①〉

(2号館多床室) 特別養護老人ホームなのりの杜2号館 (従来型多床室)

要介護状態別・所得段階による1ヶ月の標準的な利用者負担額の目安

【1割負担】

※令和6年8月現在

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第1段階	31,329円	33,723円	36,220円	38,614円	40,974円
第2段階	46,929円	49,323円	51,820円	54,214円	56,574円
第3段階①	54,729円	57,123円	59,620円	62,014円	64,374円
第3段階②	76,029円	78,423円	80,920円	83,314円	85,674円
第4段階	102,129円	104,523円	107,020円	109,414円	111,774円

【2割負担】

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第4段階	124,458円	129,246円	134,240円	139,028円	143,747円

【3割負担】

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第4段階	146,788円	153,970円	161,459円	168,641円	175,721円

※上記の金額の内容

基本サービス費	看護体制加算 I	個別機能訓練加算 I	科学的介護推進体制加算 I (月額)
サービス提供体制強化加算 I	夜勤職員配置加算 I	栄養マネジメント強化加算	高齢者施設等感染対策向上加算 I・II (月額)
介護職員等処遇改善加算 I	食 費	居住費	生産性向上推進体制加算 II (月額)

【各種サービス利用にともなう料金】

※電気製品(テレビ、ラジオ、電気毛布等) 1日1品 30円

※生活必需品電気製品(髭剃り、加湿器等) 無料

※レクリエーション、行事など費用のかかる場合は実費

※上記金額はあくまで目安です。今後、料金に変更になる場合がございます。

(2号館多床室) 特別養護老人ホーム なのりの杜2号館 利用料金表

社会福祉法人みやぎ会
令和6年8月

1. 介護保険負担限度額・食費・居住費の費用

負担限度額認定区分		居住費	食費
第1段階	◎世帯全員が市町村民税非課税者 ◎老齢福祉年金受給者 ◎生活保護受給者	0円/日	300円/日
第2段階	◎世帯全員が市町村民税非課税者 ◎公的年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	430円/日	390円/日
第3段階①	◎世帯全員が市町村民税非課税者 ◎公的年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下	430円/日	650円/日
第3段階②	◎世帯全員が市町村民税非課税者 ◎公的年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超	430円/日	1,360円/日
第4段階	◎第1～3段階以外	915円/日	1,745円/日

2. 従来型介護福祉施設サービス費(下記は1割負担の場合)

※介護保険のサービスを利用した場合、所得に応じてサービスにかかった費用の1割または2割のご負担をいただきます。(平成30年8月から現役並みの所得がある方は3割になります)

基本サービス費	要介護認定区分				
	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	589円/日	659円/日	732円/日	802円/日	871円/日
加算	※職員配置状況や入所及び退所状況により算定の可否が異なるため、厚生労働省の定める加算要件を満たした場合に加算されます。				
	看護体制加算(I)口	4円/日	高齢者施設等感染対策向上加算(I)	10円/月	
	看護体制加算(II)口	8円/日	高齢者施設等感染対策向上加算(II)	5円/月	
	夜勤職員配置加算(I)口	13円/日	安全対策体制加算	20円/入所時に1回	
	科学的介護推進体制加算(I)	40円/月	退所時情報提供加算	250円/回	
	個別機能訓練加算(I)	12円/日	退所時栄養情報連携加算	70円/回	
	栄養マネジメント強化加算	11円/日	初期加算(注1)	30円/日	
	ADL維持等加算(II)	60円/月	入院・外泊加算(注2)	246円/日	
	介護職員等処遇改善加算 I	所定単位数×加算率14.0%	療養食加算(注3)	18円/日	
	サービス提供体制強化加算(I)	22円/日	口腔衛生管理加算(注4)	90円/月	
	サービス提供体制強化加算(II)	18円/日	看取り介護加算(注5)	逝去日	1,280円/日
	日常生活継続支援加算(I)	36円/日		前日	680円/日
	認知症チームケア推進加算(II)	120円/月		前々日	680円/日
	協力医療機関連携加算	100円/月		前4～30日	144円/日
生産性向上推進体制加算(II)	10円/月	前31～45日		72円/日	

(注1) 入居日から30日以内の期間に算定。30日を越える入院後の再入居も同様

(注2) 月6日を限度として算定。(病院または診療所への入院を要した場合及び居宅における外泊を認めた場合)

(注3) 入居者の病状等に応じて、主治の医師より疾患治療の直接手段として発行された食事せんに基づき、厚生労働大臣が定める者等に示された療養食が提供された場合。

(注4) 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入居者に対し、口腔ケアを月2回以上おこなった場合。

(注5) 看取り介護を希望され、看取り介護計画書に基づき看取り介護が提供された場合。

3. その他

特別な食事の費用(入居者の希望によるもの)	実費
理美容代	2,000円~/回
電気代(テレビ、ラジオ、電気毛布など生活必需品以外)	30円/1日1台
生活必需品電気製品(髭剃り、加湿器等)	無料

その他、次のような場合は実費相当額を徴収いたします。
入居者の希望により、①入場料や参加料が必要な行事・イベント等に参加された場合。
②クラブ活動等で、材料費が必要になった場合。
③個別に趣味・嗜好品を用意・提供し、それに費用を要した場合等。